

原子力事故再発防止顧問会議 第3回会合(2011年11月22日)
飯田哲也提出資料

1 提言骨子(案)(座長試案)へのコメント

丁寧にとめていただき、感謝しております。いくつか補足コメントです。

1.1 原子力安全審議会(仮称)について

- ◇ ドイツ倫理委員会的な要素(倫理的・哲学的・社会科学の面からの考察・諮問)も加味してはどうか。
- ◇ 「三条委員会」であれば「審議会」→「委員会」、「規制」の文字をいれて「原子力安全規制委員会」などはいかがか
- ◇ 国会同意人事はよいがそれだけで独立性は担保されない。選考基準と選考委員会を設け、的確な人物のノミネートが必要。
- ◇ 閉鎖的な組織文化を変えるためにも、国際的に開かれた人事。少なくとも一人は海外公募(もしくはリクルート)
- ◇ 指揮・ガバナンスと事務:省庁や官民からの定期的な出向者が実務を行い、委員が実質的な指揮・ガバナンスを行わない体制の見直しが必要。

1.2 国際原子力安全研修院

- ◇ 国の厳しい財政状況から既存の組織・予算・人を活用すべき。とくに独立行政法人原子力安全基盤機構(JNES)や独立行政法人日本原子力研究開発機構(JAEA)、放射線医学総合研究所等から抜本的な組み替えが必要
- ◇ 日本の官僚組織にありがちな形骸化した組織とならないため、
 - 福島現地に置いて事故対応もカバーする
 - トップ人事は国際的に開かれた体制とする
- ◇ 低レベル被ばく・内部被ばくに関しても、国際的に最先端の研究・調査・治療ができる組織を含めてはどうか。放射線医学総合研究所等から抜本的な組み替えで対応する

1.3 シビアアクシデントへの対応

- ◇ 災害時に「大臣の指揮の下で、政府一体となって迅速に対応」はよいが、非専門家かつ非習熟の大臣が実務レベルで指揮を執れるわけではなく、全権を掌握した指揮を執ることが適切な人物をあらかじめ固有名詞レベルで指名すべき。安全庁長官の下、もしくはFEMA的な危機管理官。もちろんその人物が官僚の定期人事異動の充て職であってはならない。
- ◇ 原子力事故当事者に協力義務を法的に定めておくことが必須。

2 移行措置

2.1 組織・体制:

- ◇ 文科省組織との繋ぎについて
 - すべての原子力・放射線関係の組織・関連団体が移管されるか

◇ 保安院との繋ぎについて

- 現状、対応しているストレステストや再稼働問題への対応と移管はどうなるか。

2.2 制度的な手当

◇ 法体系の再編：とくに環境省所管の法律

- 環境基本法、廃掃法などに放射線（能）や放射性廃棄物の規制を統合すべき
- 電気事業法等に含まれる原子力機器基準を原子力安全規制に統合すべき

2.3 移行期間と移行措置

◇ とくにストレステストや再稼働への対応については、新組織の設立と時期が重なるため、無関係ではない。この問題の扱いを間違えると、最初から信用が失墜しかねないのではないか。

3 責任の所在

3.1 既存の原子力「長」の責任を問い、けじめを付けることが必要ではないか。